

(平成26年9月18日報道資料抜粋)

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認九州地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	4 件
厚生年金関係	4 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	3 件
厚生年金関係	3 件

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を60万円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 男  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和33年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 平成15年8月10日

私がA社に勤務した期間のうち、申立期間における標準賞与額の記録が無いことが分かったので、申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の当時の事業主は、申立人に対し、申立期間においては標準賞与額60万円に見合う額の賞与を支払い、厚生年金保険料を当該賞与から控除した旨を回答している。

また、当時の事業主が提出した資料には、申立人を含む複数の同僚の申立期間における賞与額及び厚生年金保険料控除額が記載されており、記載された賞与額及び厚生年金保険料控除額を見ると、複数の同僚が所持している賞与明細書と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額60万円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保管していないと回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

事業主は、申立期間に係る厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく申出を行ったと認められ、当該期間の保険料徴収が免除されることから、申立人のA社における申立期間に係る標準賞与額を53万9,000円とすることが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和45年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成15年6月20日

私は、申立期間当時、育児休業を取得中だったが、申立期間に係る賞与が支給されたにもかかわらず、標準賞与額の記録が無いので、記録を訂正してほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社が提出した申立人に係る平成15年分個人別賃金台帳には支給日の記載は無いものの、同社の回答により、申立人は、平成15年6月20日に同社から賞与の支給を受けていることが認められる。

また、事業主は、申立期間について、厚生年金保険法第81条の2の規定に基づく育児休業期間中における厚生年金保険料徴収の免除の申出を行ったことがオンライン記録により確認できるところ、この申出があった場合は、育児休業期間中の標準賞与額に係る保険料については徴収が行われないことから、当該期間の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届が提出されていない場合であっても、年金額の計算の基礎とすべきであるものと考えられる。

以上のことから、申立期間に係る標準賞与額については、前述の個人別賃金台帳から53万9,000円とすることが妥当である。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を 59 万 9,000 円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 54 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 15 年 8 月 10 日

私がA社に勤務した期間のうち、申立期間における標準賞与額の記録が無いことが分かったので、申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

A社の当時の事業主は、申立人に対し、申立期間においては標準賞与額 59 万 9,000 円に見合う額の賞与を支払い、厚生年金保険料を当該賞与から控除した旨を回答している。

また、当時の事業主が提出した資料には、申立人を含む複数の同僚の申立期間における賞与額及び厚生年金保険料控除額が記載されており、記載された賞与額及び厚生年金保険料控除額を見ると、複数の同僚が所持している賞与明細書と一致していることが確認できる。

これらを総合的に判断すると、申立人は、申立期間において、その主張する標準賞与額 59 万 9,000 円に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、A社は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保管していないと回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められることから、当該期間の標準賞与額に係る記録を申立期間①は60万円、申立期間②は74万2,000円とすることが必要である。

なお、事業主が申立人に係る当該標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和32年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成15年8月20日  
② 平成15年12月26日

私がA社に勤務した期間のうち、申立期間における標準賞与額の記録が無いことが分かったので、申立期間の標準賞与額の記録を認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出した申立期間に係る手帳、平成15年夏季賞与明細書、同年冬季賞与明細書及び申立事業所の当時の事業主の回答から、申立人は、申立期間①においては標準賞与額60万円、申立期間②においては標準賞与額74万2,000円に基づく厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

一方、申立期間②については、申立事業所の破産管財人が提出した申立人に係る「更正配当表（労働債権）」及び金融機関が提出した「預金入出金取引明細表」から、申立事業所が破産宣告を受けた後の平成17年9月9日に、前述の15年冬季賞与明細書に記載されている差引支給額と同額が振り込まれていることが確認できることから、当該振込金額は、申立期間②に係る賞与であったと判断できる。

なお、事業主が申立人の申立期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、申立事業所は既に厚生年金保険の適用事業所ではなくなっている上、当時の事業主は社会保険に係る関連資料は保管していないと回答しており、ほかに確認できる関連資料及び周辺事情も無いことか

ら、明らかでないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が申立てどおりの賞与額に係る届出を社会保険事務所（当時）に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情が無いことから、行ったとは認められない。

## 九州（鹿児島）厚生年金 事案 5300

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 26 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 平成 19 年 6 月

A社（現在は、B社）に勤務していた期間のうち、申立期間に支給された賞与に係る標準賞与額の記録が無いことが分かったので、記録を訂正してほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

B社が提出した平成 19 年分個人別賃金台帳によれば、申立期間において、申立人に対し賞与が支給されていない上、同社は、申立人は契約社員であり、申立期間において賞与の支給対象者ではないため、賞与は支給していないと回答している。

また、申立人が賞与の振込先として名称を挙げた複数の金融機関に係る申立人名義の預金口座において、申立期間に係る賞与が振り込まれた履歴は確認できない。

このほか、申立人に対し申立期間において賞与が支給され、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていた事実を確認できる賞与明細書等の関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が申立期間について、その主張する標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和3年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和20年4月15日から22年9月15日まで

私は、昭和20年4月15日にA団体（現在は、B団体）に正職員として雇用され、C事業所にD職として勤務し、その後C事業所本部及び支部における勤務を経て、22年9月15日に退職したにもかかわらず、厚生年金保険の被保険者記録が無い。

申立期間に給与から厚生年金保険料を控除されていたので、当該期間を厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人が提出したA団体及びC事業所発令の辞令により、申立人は申立期間において、C事業所及び同事業所の複数の支部に勤務していたことが推認できる。

しかしながら、B団体は、申立期間当時の資料を保管していないため、申立人の勤務実態、厚生年金保険の加入状況及び保険料の給与からの控除について不明と回答しており、申立人の申立内容を確認できる関連資料を得ることができない。

また、オンライン記録により、C事業所が厚生年金保険の適用事業所（以下「適用事業所」という。）となったのは昭和22年8月1日であり、申立期間のうち20年4月15日から22年7月31日までの期間については、適用事業所ではなかったことが確認できる。

さらに、前述の辞令に記載された「C事業所本部」及び「C事業所E支部」という名称の適用事業所は確認できず、C事業所F支部は、申立期間当時適用事業所であったが、当該事業所に係る健康保険厚生年金保険被保険者名簿（以下「被保険者名簿」という。）において、申立人の厚生年金保険被

保険者記録は確認できない。

なお、申立人が申立期間当時、正職員として雇用されたとするA団体に係る被保険者名簿においても、申立人の厚生年金保険被保険者記録は確認できない。

また、C事業所及び同事業所F支部に係る被保険者名簿に記載された被保険者は、住所が不明であることから照会ができず、A団体に係る被保険者名簿により申立期間において厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の被保険者に照会したが、いずれも申立人を記憶していないことから、申立人の両事業所における勤務実態及び厚生年金保険料の給与からの控除について供述を得られない。

このほか、申立人が、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立期間における厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として、申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 九州（福岡）厚生年金 事案 5302

### 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

### 第2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和8年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和27年4月30日から32年3月1日まで

私は、申立期間においてA社B支店（現在は、A社C支店）に勤務していたにもかかわらず、厚生年金保険被保険資格の取得日が昭和32年3月1日となっている。

申立期間について、勤務していたことは間違いないので、厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

### 第3 委員会の判断の理由

雇用保険の被保険者記録、A社C支店が提出した申立人に係る社員台帳及び人事記録並びに厚生年金保険被保険者名簿により申立期間において同社B支店に係る厚生年金保険の被保険者記録が確認できる複数の同僚の供述から、申立人が申立期間において同社B支店に勤務していたことは認められる。

しかしながら、A社B支店における同僚として申立人が氏名を挙げた者及び前述の複数の同僚は、先に健康保険と雇用保険に加入した後、数年後に厚生年金保険に加入した旨供述している。

また、A社C支店は、申立期間当時において、同社の健康保険組合が運営する健康保険に加入した後、厚生年金保険に加入している者が、申立人を含め複数人確認できる旨回答していることから、同社B支店では、従業員について、必ずしも入社と同時に厚生年金保険に加入させていたとは限らない事情がうかがえる。

さらに、A社C支店は、申立期間当時、社会保険事務の手續等を支店ごとに行っていたことから、従業員の厚生年金保険への具体的な加入基準について不明である上、同社B支店に係る申立人の賃金台帳等の資料を保管していないことから、申立人の厚生年金保険料の給与からの控除について確認する

ことができない旨回答している。

このほか、申立人が申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを確認できる給与明細書等の資料は無く、申立期間における厚生年金保険料を控除されていたことをうかがわせる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。